

「南城市指定ごみ処理券（シール）方式」の導入について

日頃より、本市の環境行政および地域活動にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。中東情勢等の影響により、県内における指定ごみ袋の安定的な製造・供給が不透明な状況となっております。市民の皆様がごみを出せなくなる事態を防ぐため、新たに「指定ごみ処理券（シール）方式」を導入いたします。各地域におかれましては、本趣旨をご理解いただき、住民への周知と適正排出にご協力をお願い申し上げます。

1. 新たなごみの出し方（シール方式の概要）

- 対象となるごみ：「もやすごみ」のみ（その他のごみは対象外です）。
- 排出方法：市販の透明または半透明の袋（20ℓ～50ℓ、10kg 未満）に、「指定ごみ処理券（シール）」を1枚貼って出してください。
※レジ袋等の色付き袋は不可。
- シールの価格：1冊（10枚入り）200円（1枚20円）
※指定袋を購入済みの市民との公平性を保つための価格設定です。
- 既存の指定ごみ袋：現在お持ちの指定ごみ袋は、引き続きそのままご使用いただけます。

2. 地域の分別・収集ルールについて（変更なし）

- 分別ルールや収集時間（朝8時までの排出）は、これまでと一切変わりません。
- 排出場所についても、現在の戸別収集方式（門口・集積所）を維持します。

3. 地域におけるトラブル防止のためのお願い

- 袋の破れにご注意ください：市販袋は指定袋に比べて薄く、破れやすい傾向があります。過剰な詰め込みを避け、必要に応じて二重袋にする、新聞紙で包むなどの工夫を住民の皆様へお声掛けください。
- ルール違反ごみは収集されません：「シールが貼られていない」「分別が不適切」「色付き袋を使用」等の場合は収集されず、その場に残置されます。市や収集業者が理由を明示した啓発物を貼付しますので、排出者ご自身での再排出にご協力ください。

4. 今後の見通しについて

今回の指定ごみ袋の品薄や欠品につきましては、県内市町村を含め広域的に発生していることから、製造供給体制が回復し本市における適正な在庫を確保できるまでには、しばらくの期間を要する見込みです。

そのため、当面の間は「指定ごみ袋」と「市販袋＋ごみ処理券」を並行してご利用いただく運用といたします。

ごみ処理券の運用終了時期につきましては、指定ごみ袋の安定供給の見通しが立った段階で改めてお知らせいたしますが、現時点では未定となっております。

また、本市といたしましては、このたびの並行運用期間中の市民の皆様のご利用状況やご意見等も踏まえ、今後のより良いごみ排出のあり方について引き続き検討してまいります。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【シールデザイン案】

※シールのデザインについては、今後変更となる場合があります。

